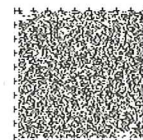


資料編

1. 統計情報
2. ワークショップ報告
3. 策定経過
4. 用語解説集



1. 統計情報

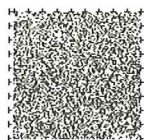
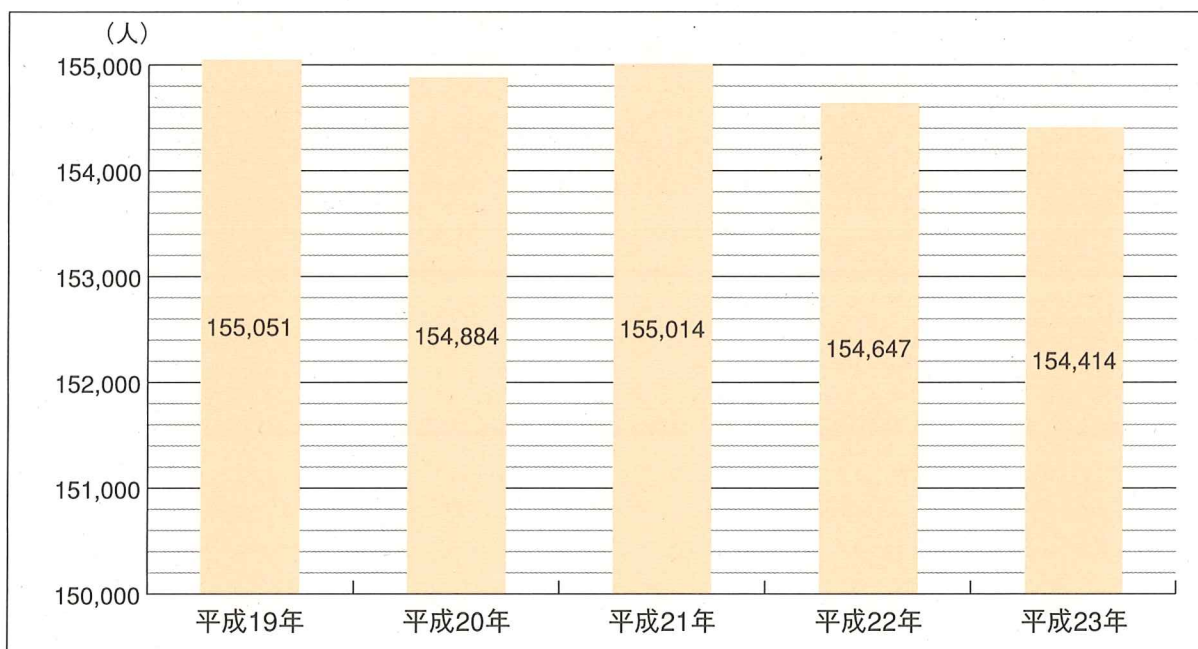
住民基本台帳人口の推移

各年4月1日現在

年次	世帯数	人口			前年との比較		
		総数	男	女	実数	増加率(%)	
平成19年	旧久喜市	27,149	71,903	36,106	35,797	△480	△0.7
	旧菖蒲町	7,245	21,321	10,784	10,537	△212	△1.0
	旧栗橋町	9,461	27,132	13,533	13,599	412	1.5
	旧鷲宮町	12,819	34,695	17,399	17,296	297	0.9
平成20年	旧久喜市	27,223	71,352	35,807	35,545	△551	△0.8
	旧菖蒲町	7,210	20,979	10,611	10,368	△342	△1.6
	旧栗橋町	9,587	27,215	13,609	13,606	83	0.3
	旧鷲宮町	13,273	35,338	17,728	17,610	643	1.9
平成21年	旧久喜市	27,386	70,830	35,539	35,291	△522	△0.7
	旧菖蒲町	7,301	20,860	10,549	10,311	△119	△0.6
	旧栗橋町	9,704	27,148	13,566	13,582	△67	△0.2
	旧鷲宮町	13,826	36,176	18,154	18,022	838	2.4
平成22年	久喜市	58,732	154,647	77,582	77,065	△367	△0.2
平成23年	久喜市	59,501	154,414	77,408	77,006	△233	△1.5

注) 外国人は除く 資料: 市民課(総合窓口)

住民基本台帳人口



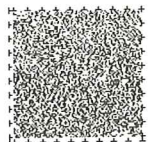
人口動態

年度	地域	自然動態			社会動態			婚姻	離婚
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	(件)	(件)
平成18年度	旧久喜市	525	452	73	3,326	3,870	△ 544	809	239
	旧菖蒲町	105	179	△ 74	634	756	△ 122	292	63
	旧栗橋町	195	178	17	1,383	935	448	276	69
	旧鷲宮町	297	229	68	1,717	1,520	197	394	91
平成19年度	旧久喜市	554	520	34	3,205	3,742	△ 537	815	212
	旧菖蒲町	108	218	△ 110	600	761	△ 161	254	55
	旧栗橋町	220	200	20	1,269	1,155	△ 114	289	72
	旧鷲宮町	285	258	27	2,049	1,433	616	346	98
平成20年度	旧久喜市	480	501	△ 21	3,133	3,684	△ 551	805	196
	旧菖蒲町	108	208	△ 100	672	732	△ 60	282	61
	旧栗橋町	222	215	7	1,117	1,156	△ 39	289	62
	旧鷲宮町	293	272	21	2,283	1,268	1,015	407	115
平成21年度	旧久喜市	475	512	△ 37	2,576	3,130	△ 554	791	188
	旧菖蒲町	118	206	△ 88	583	694	△ 111	258	68
	旧栗橋町	169	224	△ 55	843	905	△ 62	308	68
	旧鷲宮町	332	236	96	1,632	1,312	320	388	101
平成22年度	久喜市	1,094	1,363	△ 269	6,146	6,321	△ 175	1,613	382

注) 外国人を含む。21年度については、平成21年4月1日から平成22年3月22日までの集計。

また、旧鷲宮町分については、自然動態及び社会動態は外国人を除く集計。

資料：市民課（総合窓口）

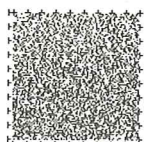
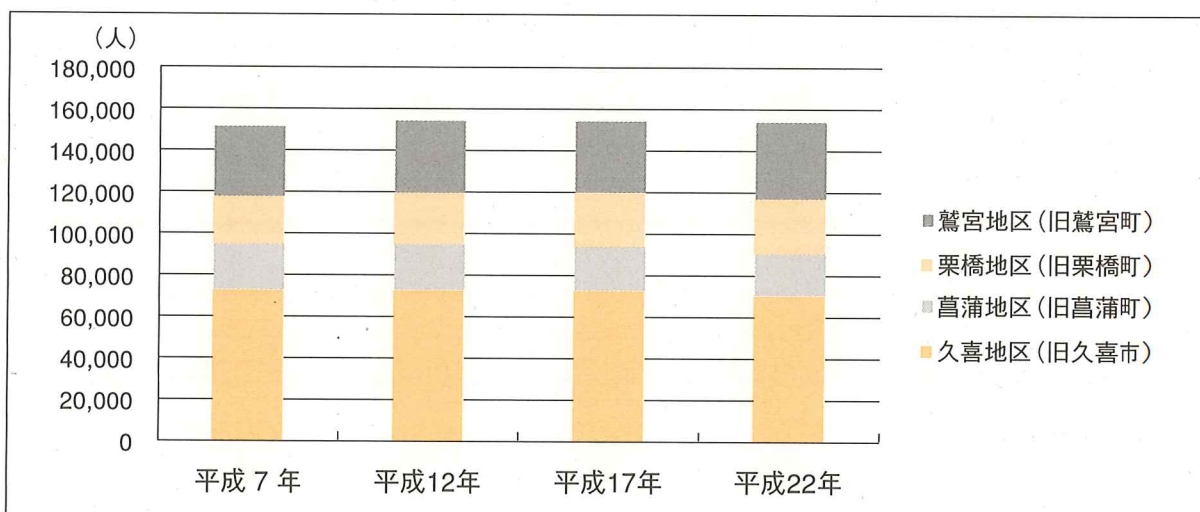


国勢調査による人口の推移

各年10月1日現在

年次	地域	世帯数	人		
			総数	男	女
平成7年	旧久喜市	23,212	72,630	36,538	36,092
	旧菖蒲町	6,375	22,679	11,552	11,127
	旧栗橋町	6,532	22,382	11,055	11,327
	旧鷲宮町	10,543	34,065	17,087	16,978
	合 計	46,662	151,756	76,232	75,524
平成12年	旧久喜市	24,606	72,654	36,393	36,261
	旧菖蒲町	6,705	22,410	11,335	11,075
	旧栗橋町	7,841	25,179	12,456	12,723
	旧鷲宮町	11,307	34,049	17,036	17,013
	合 計	50,459	154,292	77,220	77,072
平成17年	旧久喜市	26,133	72,522	36,441	36,081
	旧菖蒲町	6,911	21,425	10,837	10,588
	旧栗橋町	8,824	26,675	13,234	13,441
	旧鷲宮町	11,998	34,062	16,930	17,132
	合 計	53,866	154,684	77,442	77,242
平成22年	久喜地区	26,951	70,460	35,210	35,250
	菖蒲地区	7,075	20,355	10,337	10,018
	栗橋地区	9,333	26,735	13,265	13,470
	鷲宮地区	13,879	36,760	18,363	18,397
	全 体	57,238	154,310	77,175	77,135

資料：国勢調査

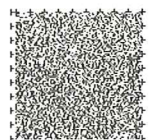
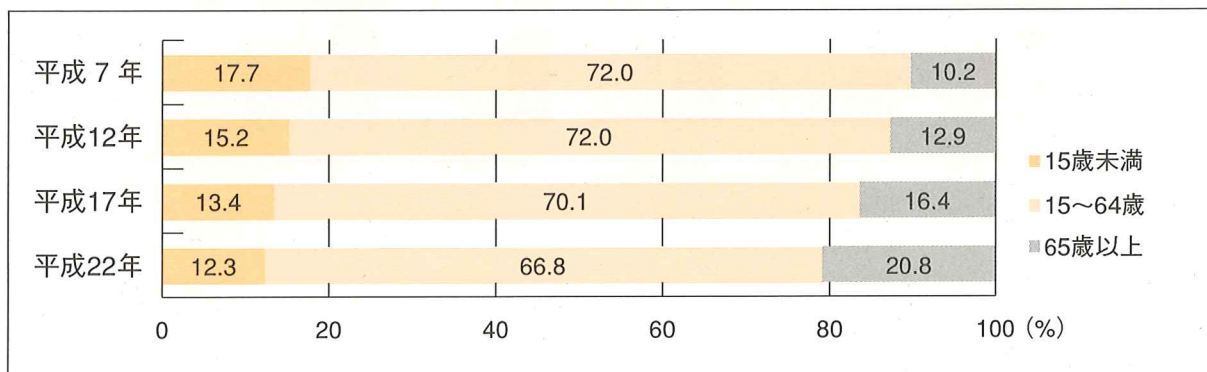


年齢別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

各年10月1日現在

年次	地域	年 齢 別 人 口				年 齢 別 人 口 割 合 (%)		
		総 数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成7年	旧久喜市	72,630	12,857	52,766	6,891	17.7	72.7	9.5
	旧菖蒲町	22,679	3,794	15,831	3,054	16.7	69.8	13.5
	旧栗橋町	22,382	3,566	15,991	2,825	15.9	71.4	12.6
	旧鷲宮町	34,065	6,694	24,695	2,676	19.7	72.5	7.9
	合 計	151,756	26,911	109,283	15,446	17.7	72.0	10.2
平成12年	旧久喜市	72,654	11,187	52,364	9,049	15.4	72.1	12.5
	旧菖蒲町	22,410	3,040	15,778	3,582	13.6	70.4	16.0
	旧栗橋町	25,179	3,819	17,655	3,676	15.2	70.1	14.6
	旧鷲宮町	34,049	5,333	25,191	3,525	15.7	74.0	10.4
	合 計	154,292	23,379	110,988	19,832	15.2	72.0	12.9
平成17年	旧久喜市	72,522	9,797	51,009	11,715	13.5	70.3	16.2
	旧菖蒲町	21,425	2,513	14,801	4,105	11.7	69.1	19.2
	旧栗橋町	26,675	3,912	18,004	4,715	14.7	67.5	17.7
	旧鷲宮町	34,062	4,572	24,694	4,793	13.4	72.5	14.1
	合 計	154,684	20,794	108,508	25,328	13.4	70.1	16.4
平成22年	久喜地区	70,460	8,475	47,046	14,785	12.1	66.9	21.0
	菖蒲地区	20,355	2,133	13,410	4,803	10.5	65.9	23.6
	栗橋地区	26,735	3,574	17,376	5,766	13.4	65.0	21.6
	鷲宮地区	36,760	4,827	25,123	6,713	13.2	68.5	18.3
	全 体	154,310	19,009	102,955	32,067	12.3	66.8	20.8

資料：国勢調査 注）総数には「不詳」も含む。

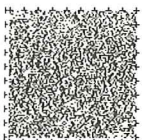
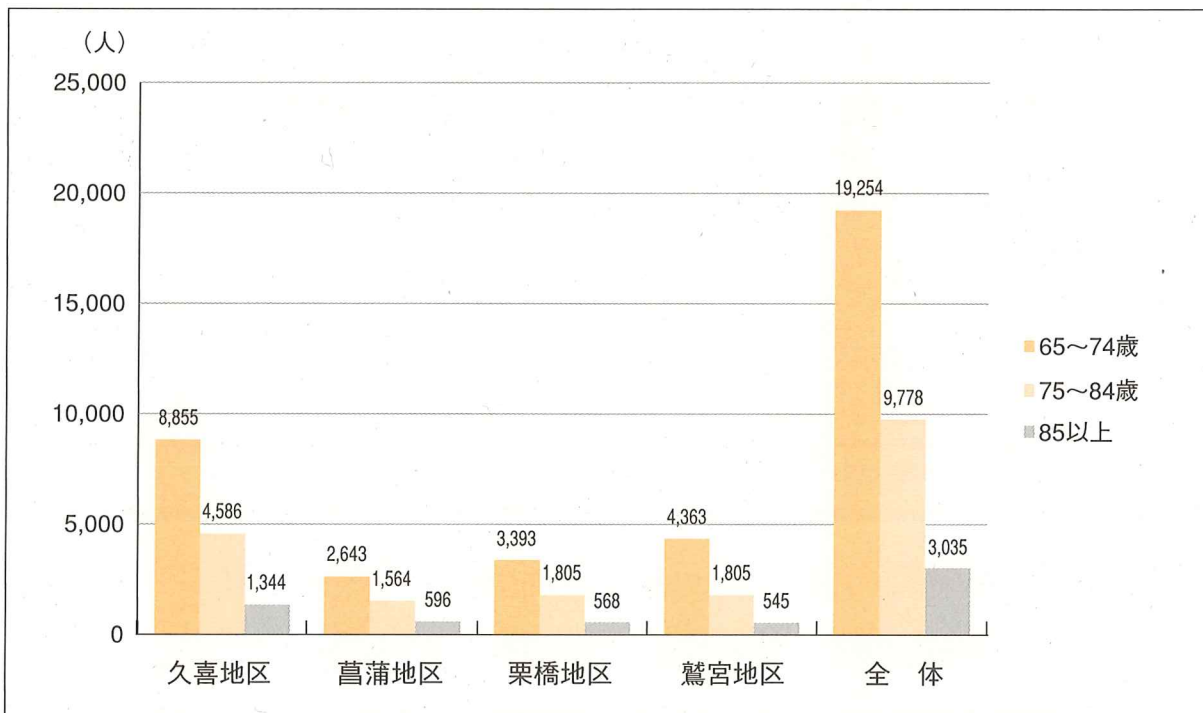


高齢者の割合

各年10月1日現在

年次	地域	人 数			割 合 (%)		
		65歳以上 (65～74歳)	75歳以上 (75～84歳)	85歳以上	65歳以上 (65～74歳)	75歳以上 (75～84歳)	85歳以上
平成 22 年	久喜地区	14,785 (8,855)	5,930 (4,586)	1,344	21.0 (12.6)	8.4 (6.5)	1.9
	菖蒲地区	4,803 (2,643)	2,160 (1,564)	596	23.6 (13.0)	10.6 (7.7)	2.9
	栗橋地区	5,766 (3,393)	2,373 (1,805)	568	21.6 (12.7)	8.9 (6.8)	2.1
	鷲宮地区	6,713 (4,363)	2,350 (1,805)	545	18.3 (11.9)	6.4 (4.9)	1.5
	全 体	32,067 (19,254)	12,813 (9,778)	3,035	20.8 (12.5)	8.3 (6.3)	2.0

資料：国勢調査



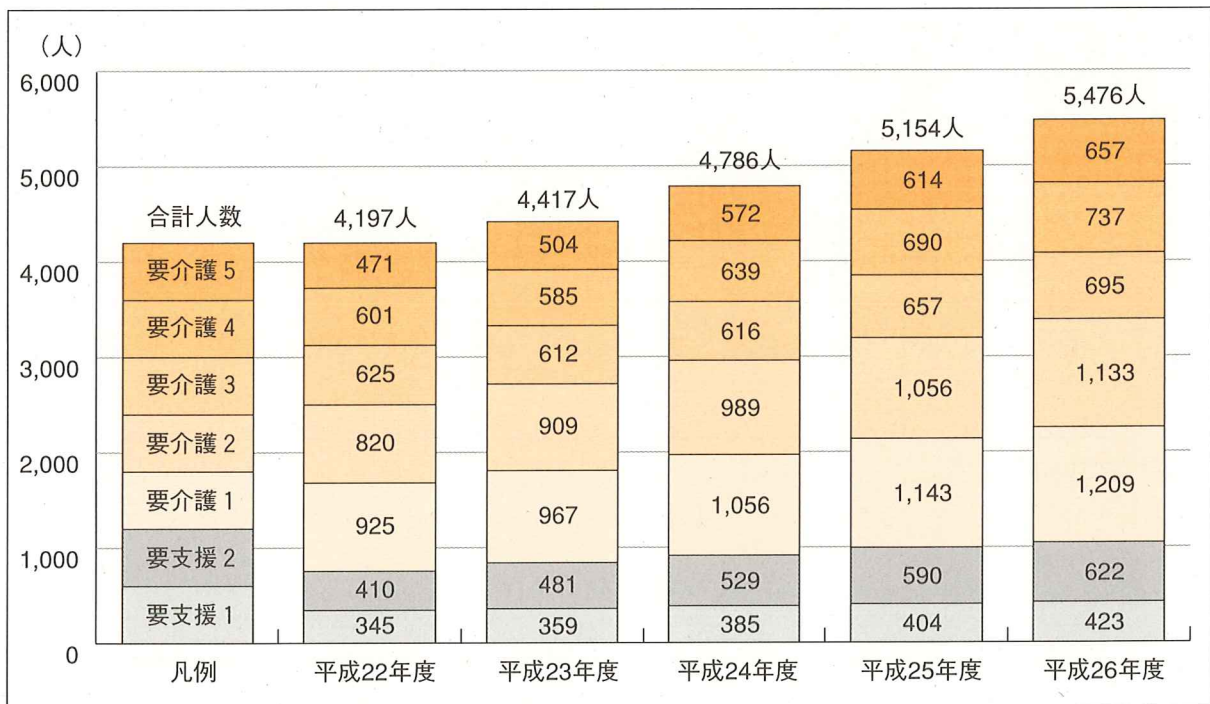
高齢者単身世帯数

10月1日現在

年次	地域	世帯数		
		65歳以上 (65歳～74歳)	75歳以上 (75歳～84歳)	85歳以上
平成22年	久喜市	3,825 (2,124)	1,701 (1,346)	355

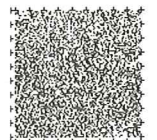
資料：国勢調査

要介護認定者数及び推計



※平成22、23年度は9月末の実績値、平成24年度以降は推計です。

資料：介護福祉課

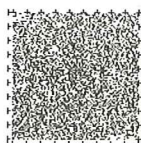


身体障害者手帳交付者数

各年4月1日現在 (単位:人)

年次	地域	総数	視覚	平衡機能・聴覚	音声言語機能・そしゃく機能	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱機能・直腸機能	小腸機能	免疫	肝臓
平成21年	旧久喜市	1,983	152	143	22	1,136	256	146	31	91	-	6	-
	旧菖蒲町	706	56	66	10	401	80	61	8	23	-	1	-
	旧栗橋町	886	39	71	11	522	104	82	21	35	-	1	-
	旧鷲宮町	980	84	76	10	569	115	62	12	49	1	2	-
	合計	4,555	331	356	53	2,628	555	351	72	198	1	10	0
平成22年	久喜市	4,656	332	362	56	2,687	580	359	70	197	1	12	-
平成23年	久喜市	4,768	327	368	62	2,724	618	370	67	209	1	17	5

資料：障がい者福祉課



療育手帳交付状況

各年4月1日現在 (単位:人)

年次	地域	総数	重度		中度	軽度
			㊤	A	B	C
平成21年	旧久喜市	402(123)	106(26)	102(27)	114(34)	80(36)
	旧菖蒲町	126(25)	27(9)	46(8)	43(5)	10(3)
	旧栗橋町	125(42)	24(4)	41(12)	41(13)	19(13)
	旧鷲宮町	178(55)	39(12)	41(11)	63(19)	35(13)
	合 計	831(245)	196(51)	230(58)	261(71)	144(65)
平成22年	久喜市	851(247)	203(52)	221(51)	261(64)	166(80)
平成23年	久喜市	887(243)	208(47)	229(57)	263(55)	187(84)

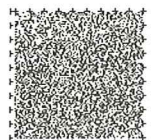
注) () 内は18歳未満の再掲
資料: 障がい者福祉課

精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年4月1日現在 (単位:人)

年次	地域	総数	1級	2級	3級
平成21年	旧久喜市	331	40	199	92
	旧菖蒲町	62	7	42	13
	旧栗橋町	92	8	55	29
	旧鷲宮町	117	13	65	39
	合 計	602	68	361	173
平成22年	久喜市	673	76	411	186
平成23年	久喜市	736	85	449	202

資料: 障がい者福祉課



高齢者虐待防止法に基づく対応状況 (平成22年度)

1. 相談・通報受理件数 29件

	相談・通報者	件数
1	介護支援専門員・介護保険事業所職員	4
2	近隣住民・知人	1
3	民生委員・児童委員	1
4	被虐待者本人	6
5	家族・親族	8
6	虐待者自身	1
7	行政職員	3
8	警察	7
9	その他	0

注) 重複あり

2. 事実確認調査を行った事例 25件

	事実確認調査の結果	件数
1	虐待を受けた又は受けたと判断した事例	22
2	虐待でないと判断した事例	2
3	虐待の判断に至らなかった事例	1

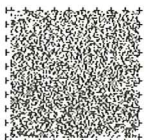
【事実確認調査を行わなかった事例】

- 相談・通報を受理した段階で明らかに虐待でなく事実確認調査不要と判断した事例 3件
- 相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例 1件

3. 事実確認調査の結果、虐待を受けた又は受けたと判断した事例 (22件) の状況

(1) 被虐待者の性別 (件)

1	男性	6
2	女性	16
合計		22



(2) 被虐待者の年齢 (件)

1	65歳～69歳	2
2	70歳～74歳	5
3	75歳～79歳	3
4	80歳～84歳	6
5	85歳～89歳	2
6	90歳以上	2
7	不明	2
合計		22

(3) 虐待の種別・類型 (件)

1	身体的虐待	18
2	介護・世話の放棄、放任	3
3	心理的虐待	5
4	性的虐待	0
5	経済的虐待	6

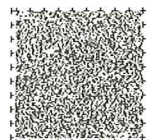
注) 重複あり

(4) 被虐待者から見た虐待者の続柄 (件)

1	夫	4
2	妻	1
3	息子	8
4	娘	3
5	息子の配偶者(嫁)	0
6	娘の配偶者(婿)	1
7	兄弟姉妹	0
8	孫	4
9	その他	1

注) 重複あり

資料: 介護福祉課



児童虐待取扱ケース数

虐待の種類別

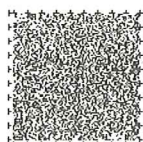
各年10月1日現在

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
身体的虐待	17	17	15	17	27
心理的虐待	8	10	7	12	30
性的虐待	2	3	1	2	2
ネグレクト	10	12	14	13	23
合計	37	42	37	44	82

通告者別

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
児童本人	1	0	0	0	0
虐待者からの相談	5	7	5	3	16
家族・親戚	3	3	6	4	13
近隣・知人	9	14	7	10	23
民生委員・児童委員	2	2	0	0	0
学校等	6	7	4	4	13
保育所	2	1	1	2	4
医療機関	1	0	1	3	7
保健センター	4	4	8	11	3
その他	4	4	5	7	3
合計	37	42	37	44	82

資料：子育て支援課



生活保護受給世帯数

各年4月現在(単位:世帯)

区分 年次	高齢	母子	障がい	傷病	その他	合計	保護率 (%)
平成22年	305	55	98	182	133	773	7.3
平成23年	337	55	99	217	168	876	8.3

資料：社会福祉課

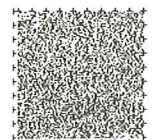
※「保護率」とは人口1,000人あたりの被保護人員数の割合

年齢（各歳）男女別人口

10月1日現在(単位:人)

年次	年齢別	総数	男	女
平成22年	0～4歳	5,849	2,990	2,859
	5～9歳	6,311	3,208	3,103
	10～14歳	6,849	3,492	3,357
	15～19歳	7,999	4,127	3,872
	20～24歳	8,446	4,406	4,040
	25～29歳	8,682	4,416	4,266
	30～34歳	9,852	5,157	4,695
	35～39歳	11,569	6,084	5,485
	40～44歳	9,946	5,048	4,898
	45～49歳	9,663	4,829	4,834
	50～54歳	10,028	4,985	5,043
	55～59歳	12,436	6,194	6,242
	60～64歳	14,334	7,132	7,202
	65～69歳	11,015	5,609	5,406
	70～74歳	8,239	4,096	4,143
	75～79歳	5,913	2,770	3,143
	80～84歳	3,847	1,529	2,318
	85～89歳	2,049	657	1,392
	90～94歳	796	204	592
	95～99歳	184	40	144
100歳以上	24	5	19	
不詳	279	197	82	
合計	154,310	77,175	77,135	

資料：国勢調査



＊各種地域活動団体等＊

＊民生委員・児童委員数(平成23年10月1日現在)

資料:社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
271人	133人	43人	44人	51人

＊単位老人クラブ団体数(平成22年度実績)

資料:社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
91団体	33団体	23団体	22団体	13団体

＊単位老人クラブ会員数(平成22年度実績)

資料:社会福祉課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
4,194人	1,539人	1,003人	1,060人	592人

＊市内認証NPO法人数

資料:内閣府ホームページ

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
32法人	22法人	1法人	5法人	4法人

＊登録ボランティアグループ(平成24年2月現在)

資料:久喜市社会福祉協議会

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
72団体	38団体	21団体	7団体	6団体

＊ふれあい・いきいきサロン(平成24年2月現在)

資料:久喜市社会福祉協議会

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
25箇所	5箇所	5箇所	3箇所	12箇所

＊地区コミュニティ協議会数(平成23年11月末日現在)

資料:自治振興課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
7団体	2団体	0団体	0団体	5団体

＊行政区数(平成23年4月1日現在)

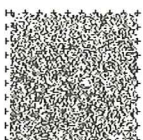
資料:自治振興課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
255区	121区	34区	43区	57区

＊自主防災組織数(平成23年4月1日現在)

資料:消防防災課

全 体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
90団体	27団体	10団体	18団体	35団体



2. 地域福祉推進のためのワークショップ報告

小林小・栢間小地区

日 時：平成23年5月25日(水) 10時～12時
場 所：森下公民館
出席者（住民32人 市1人 社協5人）

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
近所の交流が少ない/ 閉じこもって外出しな い人がいる/お茶飲み 会が減った	隣近所の助け合い	お茶飲み会があればよい/お やじの会/飲み会/サロンの 立ち上げ/災害時担当を決め て安否確認する	交付金の申請書類を 簡単に
児童が少ない/下校時 心配		地域で子育て/あいさつ運動 /年寄りが、下校時間に外に出 て声をかける	老人と子どものふれ あう機会をつくる
交通の便が悪い/近所 に病院・商店がない	顔なじみの通院の付 き添い		移動販売者/循環バ ス

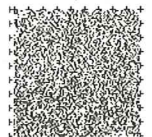
(社協の今後の取り組みとして考えられること) 申請書類の簡素化/サロンを住民とともに立ち
上げる/災害時の対応について地域で検討できるように働きかける

上内小地区

日 時：平成23年6月3日(金) 10時～12時
場 所：団地集会所
出席者（住民22人 市2人 社協4人）

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
近所関係の希薄化/独 居、独居で認知症の方 が増えた/入り込まれ るのを嫌がる	あいさつ/情報交換 /自分から声をかけ る/日頃から仲良く する	お茶飲み会があればよい/地域 でのゴミ拾いなどを増やす/情 報誌を作る/ちょこっとボラン ティア/ご近所で一緒に料理	地域住民の情報公開
情報が届かない/個人 情報の壁がある	何かの時に声をかけ やすい関係づくり	集まって交流(ふれあいサロ ン、県人会を作る、憩いの家の PR)	災害時公的機関につ なぐ/引継ぎがほし い
災害時要援護者の情報 がわからない	日頃から避難所を知 っておく	自主防災組織の強化/地区の 避難訓練/公共機関との連携 強化	避難場所が十分では ないので整備が必要

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンなど地域で気軽に集まれる場づくりを住
民とともに推進する/地域の困りごとを解決できるように支援する



江面第一小地区

日 時：平成23年6月3日(金) 14時～16時
 場 所：江面農村センター
 出席者(住民10人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
近所関係の希薄化/閉 じこもって外出しない 人がある	隣近所の助け合い/ 自分から声をかける	お茶飲み会があればよい/地 域でのごみ拾いなどを増やす /情報誌を作る/ご近所で一 緒に料理	民協、区長との連携 /要援護者リスト/ あんしんカード
災害時要援護者の情報 がわからない	日頃から避難所を知 っておく	自主防災訓練/地区の避難訓 練	災害時公的機関につ なぐ/引継ぎがほし い/集会所などに補 助がほしい

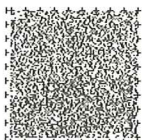
(社協の今後の取り組みとして考えられること) あんしんカードを広報し、利用を促進する/災害
時の連絡、社協へのボランティア要請をどうするかについて検討する/サロンなど地域で気軽に集
まれる場づくりを住民とともに推進する

鷺宮小地区

日 時：平成23年6月5日(日) 10時～12時
 場 所：ハイツ集会所
 出席者(住民9人 市2人 社協6人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
ゴミ問題、住民のモラ ル低下			ゴミゼロ等のきっか けを増やす/ゴミ拾 いボランティア募集
地域の活動に消極的、 拒否的な人がある/地 域のつながりが希薄に なった/世代間のつな がりが断たれている	野菜作り/地元への 販売を通じてつな がりを作る	集会所の活用、お年寄りとの交 流(そば打ちに子どもや親が参 加する)/寺小屋の復活/サロ ン活動	
心配な人の状況把握が 難しい/SOSを出さな い	声かけ/顔見知りにな る	班、近所のつながり強化	相談先の周知/社協 お役立ちカード配布

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進す
る/社協のお役立ちカード、あんしんカード等の配布を行う



菖蒲小・菖蒲東小地区

日 時：平成23年6月6日(月) 10時～12時
 場 所：菖蒲文化会館
 出席者(住民32人 市1人 社協6人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
個人情報の守秘義務をどこまで徹底するか/集まりに入ってきてくれない/孤独死	おせっかいを増やす/自分でアピールが必要/声かけ	雨戸空け運動/老人クラブ、民生委員、子ども会、ボランティア等が連携する/地域の行事でのつながり作り	世帯情報の提供/相談先の提示、PR
交通の便が悪い/高齢者、障がい者の移送を利用しやすくして欲しい/買い物が困る	親戚、家族の支援		福祉有償運送、車両の貸出/サービスのPR
災害時の問題(高齢者世帯、共働き世帯への対応)・要支援者とわかるものが欲しい	困った時に助けてもらいたい人を考える/自主防災	災害時の対応を確認する	あんしんカードの配布/要支援者マップの作成、提示

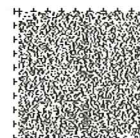
(社協の今後の取り組みとして考えられること) あんしんカードの利用促進/お役立ちカード配布など、社協事業についての広報活動/福祉有償運送、車両貸出の実施

栗橋西小地区

日 時：平成23年6月8日(水) 14時～16時
 場 所：栗橋西小学校
 出席者(住民18人 市3人 社協5人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
隣近所とのコミュニケーションがない/閉じこもっている人がいる	あいさつ、近所への声かけ/自ら外に出、人としゃべる	ゲートボールやグラウンドゴルフ等の参加を増やすため、他の会で誘う/「そこに行けば誰かいる」集まりを多く行う	ふれあいサロン/出前講座
地域の人を把握できない/個人情報のしぼりがきつい/全く家庭の内情をうかがえない		あんしんカードの配布情報を地域でも把握しておく	要支援者のマップ作りの支援/自治会名簿以外の情報提供
独居高齢者が増えていく/孤独死があった	心配な人に気づいたら民生委員等に連絡する	民生委員から行政、公的機関につなげる	あんしん見守り委員を作る/あんしんカードの提供

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進する/出前講座の開催/あんしんカードの利用促進/近隣の見守り体制について地域で検討できるよう働きかける



三箇小地区

日 時：平成23年6月9日(木) 10時～12時
場 所：菖蒲文化会館
出席者(住民17人 市1人 社協5人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
一人暮らしの方が 増え、地域とのお付き 合いがない	あいさつ・声かけ/ お茶飲み会/区の総 会で顔を合わせて話 をする	神社の境内でのサロン/世 間交流(赤飯作りの伝承など) /世話人を地域に置く/隣組 での助け合い	体育祭(高齢者も参 加できる遊び感覚の プログラム)
少子化・高齢化/跡継 ぎがない			結婚相談所/パーテ ィー形式のお見合い

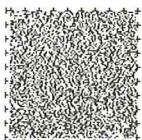
(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進す
る/婚活パーティーの開催、周知

桜田小地区

日 時：平成23年6月11日(土) 9時～11時
場 所：東コミセン
出席者(住民22人 市1人 社協6人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
新しく引っ越してきた 人とのコミュニケーション が取りにくい/集 合住宅の人は関わりを 持ちたがらない	あいさつ、声かけ/ ちょっとしたお節介	世話役が転入者に声をかける /親睦会、サロンの開催/子 どものつながりから地域のつな がり/地域のイベントに出て もらう	
下校時の防犯/子ども が仲良く遊ぶ体験	あいさつ運動	地域防犯体制の強化/子育て サークル	学校支援のボランテ ィアがたくさんいる といい/遊び場の確 保
高齢者の生活支援/退 職後閉じこもり	民生委員を知る/家 族が周りに状況を知 らせる/日々の見守 り	区長と民生委員の連携/趣味 の仲間作り/表へ引っぱり出 す/認知症の家族の会作り	要支援者情報等の提 供/認知症の啓蒙活 動/あんしんカード /ふれあい電話サー ビス/買物代行

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを支援することにより
地域の交流を促進する/認知症サポーター講座の開催/学校との連携を強化しボランティアとの協
働を推進する



砂原小地区

日 時：平成23年6月12日(日) 10時～12時

場 所：角栄集会所

出席者(住民11人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
組織づくりできない/ 近所との会話がなし/ 元からの住民・新住民 の混在	声かけ、あいさつ/ まわりの人を知る/ (転入者)に区長の連 絡先、ゴミの日等を 知らせる/仲間作り	誰もが参加しやすいコミュニ ティ作り/若い世代も入りや すい仕組み/区のホームペ ージを作る/後任を育てる/防 災組織作り	リーダーを育てる
子ども会の規模が小さ くなっている			学校の開放
高齢者世帯の情報提供 がない		老人会等とのつながり	あんしんカードの配 布

(社協の今後の取り組みとして考えられること) あんしんカードの利用促進

栗橋小地区

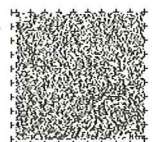
日 時：平成23年6月13日(月) 14時～16時

場 所：栗橋公民館

出席者(住民54人 市2人 社協6人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
どこに誰が住んでいる かわからない/地域行 事の参加が少ない/参 加する場所がない	近隣で声を掛け合う /まずはあいさつ	飲み会でもいので、きっかけ 作りを/10軒単位での組で把 握する/連帯感の持てる行事 を/民生委員と自治会の協働	サロンの開催/地域 福祉コーディネータ ーの設置/なんでも 相談の開設
防災の意識が低い/要 援護者の把握が必要/ 避難所や区域分けも検 討が必要(災害時どこ に行ったらよいか?)	防災グッズの準備/ 住所、名前を身につ ける	防災についての勉強会/自治 会に入っていない人への対応 について検討する	避難所の確保・管理 /緊急時に備えた防 災マップの作成
買物難民の問題(バス がない、頼む人もいな い)	自分の健康を守る		福祉有償運送の充実 /循環バス

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進する
/なんでも相談の実施、周知/福祉有償運送、車両貸出の実施/コミュニティソーシャルワーカーの
配置を検討する



江面第二小地区

日 時：平成23年6月16日(木) 9時30分～11時30分

場 所：樋ノ口集会所

出席者(住民10人 市1人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
悪徳商法、訪問販売/ オレオレ詐欺、貴金属 換金・販売/派出所が なくなった	人との声かけを増や す	起きた事を老人会などで情報 発信/防犯パトロール(コミュ ニケーションを増やす)	パトカーでのパトロ ール/防災無線を聞 こえるようにする
顔見知りであるが故の 入りづらさ/ご近所の 生活状況がわからない /新住民が増えてくる と、どこにどんな人が いるかわからない	あいさつを積極的に する/引越してき てすぐの関係作りが 大切	コミュニケーションを増やす (祭り、草むしり、集会所清掃、 野菜販売)/ゆうゆうプラザ 等、子どもを通した地域のふれ あい	
一人住まいの高齢者も 増えている/足腰が弱 って外に出られない人	体の動くうちに地域 で関係作りをする/ グループへの参加	グラウンドゴルフ大会の企画 /民生委員や区長へつなげる	空き集会所の活用 (いきいきデイ、社協 のサロン)

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進する

青毛小地区

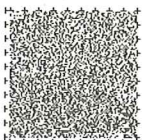
日 時：平成23年6月16日(木) 14時～16時

場 所：ふれあいセンター久喜

出席者(住民15人 市2人 社協5人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
子どもの教育、しつけ /児童虐待の疑い	大人として正しい注 意	あいさつ運動/安全パトロー ル	学校と家庭とのコミ ュニケーションを密 にする
家庭事情に安易に入り 込めない/孤独死があ った/支援者のネット ワーク不足/住民間の 情報が少ない	声かけ/サロンボラ ンティアへの参加/ /散歩時の情報収集	サロン間の交流、活動の拡大/ イベント、お祭りでの交流/お 年寄りへの声かけ運動	サロン・老人クラブ の導入と定着の促し /ワークショップの ような機会を作る
ゴミの出し方への気配 りがない/夜の防犯	自宅門灯の整備	ゴミ出し当番や黄ネットの活 用/防犯パトロール/交番だ よりを回覧で回す	防犯灯の整備/衛生 推進員の設置/ゴミ のネットへの助成

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進する/地域の支援者が定期的な話し合いを持てるよう調整する



久喜東小地区

日時：平成23年6月17日(金) 9時30分～11時30分
 場所：東公民館
 出席者(住民24人 市1人 社協5人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
通学路での見守りを、 同じ人しか手伝ってく れない/親が子どもの 安全を楽観視している /赤信号でも走って渡 る子がいる	声かけ、見守り/怪 しい人には声をかけ る	ポイントポイントでの見守り をボランティアが行う/子ど もの見守りに高齢者が参加で きないか?	交通安全教室の実施 /校長から生徒への 指導/警察との連携
障がい者の存在がわか りづらい/プライバシー の壁がある/孤独死 があった/関わりあい 方がわからない	夜に電気がついてい るか、近所で確認す る	気軽に集えるサロン作り/区 長同士で話す機会を増やす/ 各種団体の情報を支援者が共 有	民生委員との連携/ ワークショップのよ うな機会作り/必要 な情報の開示
災害時の対応について		自主防災組織の立ち上げ	

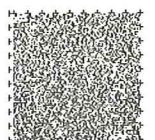
(社協の今後の取り組みとして考えられること) 地域の支援者が定期的に話し合いを持てるよう
調整する/社協の把握している各種団体情報を支援者と共有する

栗橋南小地区

日時：平成23年6月17日(金) 14時～16時
 場所：栗橋コミセン
 出席者(住民26人 市1人 社協6人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
自治会と距離を置く住 民の参加/子ども会が なくなる/サロン等の 活動が広がらない/地 域の交流が少ない	町内の集まりに参加 し、コミュニケーション を図る/あいさ つ、声かけ	最初は「班長は出席する」等 のルールを作る/自治会のない 地域では立ち上げる/催し物 の開催	自治会の立ち上げや 加入促進のPR/地 域交流への補助金/ 地区社協の立ち上げ
今後、高齢者の孤独死、 徘徊の問題が心配/認 知症高齢者の家族の負 担大	相談相手を持つ/自 分の世帯情報の発信	老人会の集まりを行う/近所 で声をかけ合う/ボランティ ア、助け合い	ふれあい会食会の実 施/高齢者への栄養 指導
障がいがある等の情報 を近所の人知らない /精神疾患の知識の普 及		見守り活動	学校での啓発

(社協の今後の取り組みとして考えられること) 出前講座・介護力アップ講座等による啓発活動
/学校と連携を図り、福祉教育を推進する/配食サービス・あんしんカードの周知、実施



東鷲宮小地区

日 時：平成23年6月19日(日) 9時30分～11時30分

場 所：東コミセン

出席者(住民17人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
情報公開が少ない/区 長、民生委員を知らない 住民が多い		自治区で確認する(転入、転出 状況)	ホームページを見ら れない人への配慮/ 防災無線の工夫
新しく住み始めた人と の交流がない/マンシ ョン住まいだと隣の人 もわからない	あいさつ、顔なじみ になる/できるだけ 外出する/地域に関 わる気持を持つ	コスモスロードの種まきを各 家庭でやる/地域の年寄りを 手伝う	
育児・保育に関する問 題/子どもが中学を卒 業するとつながりが少 ない	悪いことは注意する	子ども会を大切に(ささら祭 り、芋ほり)子どもの興味にあ るイベントを開き、交流の場を 設ける	高齢者と子どもが関 われる場(ちょこっ とボランティア)/ ボランティアカード 作成

(社協の今後の取り組みとして考えられること) 高齢者と子どもが関われるサロン活動、立ち上げを住民とともに推進する/「地域ボランティア手帳」を発行する生涯学習課との連携や、ボランティア体験プログラムの充実を図る

久喜北小地区

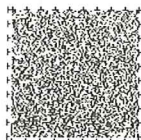
日 時：平成23年6月20日(月) 9時30分～11時30分

場 所：久喜北小学校

出席者(住民12人 市2人 社協5人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
災害時の一人暮らし高 齢者への連絡、声かけ /災害時の対応につい て	災害時にはまず自分 が守れるように	防災組織の立ち上げ/災害マ ップを作る	防災無線を聞きやす く
コミュニケーション不 足/集合住宅は付き合 いがいい/サロン等の 場所があるが、自分か ら出てこない	相手の反応に関わら ず、あいさつする/ 回覧板は手渡して/ サークル活動を積極 的に	地域の集まりに誘い合う/子 どもを通じたつながり作り(放 課後子ども教室への参加)	個別のサークルや団 体活動をつなげるこ と
個人情報の規制が厳し い/区内の世帯情報の 欠如	近所づきあい	班や区ごとに情報を把握する	必要な個人情報は地 域の責任者に知らせ る

(社協の今後の取り組みとして考えられること) ボランティアセンター等との機能を活用し、地域で活動する団体が連携できるよう支援する/防災マップ作成の支援等、地域で防災体制を検討していくために働きかける



太田小地区

日時：平成23年6月20日(月) 14時～16時
 場所：太田小学校
 出席者(住民22人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
地域のつながりが希薄 / 集まり・催し物の減 少 / 子育て終了世帯の 社会参加減	行事に自ら参加する (清掃・運動会・総会) / 声かけ / 学童から 高齢者へ手紙	世代を超えた防災組織での協 働 / イベント(サツマイモ掘 り) / 子どもが安心して遊べる マップ作り	障がいのある人も集 まるイベント作り
プライバシーの問題が あり、踏み込めない / 世帯の状況が把握しに くい	近隣に自分の家のこ とを発信する / 話が できる近所づきあい をする	巡回パトロール(外からの確 認)	情報提供
児童のひきこもり、虐 待等のSOSが発せない		民生委員・区長が声かけしてい く / 保育園等との交流	子育て世代とのワー クショップ

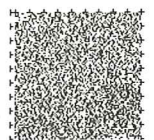
(社協の今後の取り組みとして考えられること) 地域のイベント・活動に、障がいのある人も参加
できる工夫を住民とともに検討する / 子育て世代を対象としたサロン活動を住民とともに推進する

本町小地区

日時：平成23年6月23日(木) 10時～12時
 場所：愛宕(あたご)会館
 出席者(住民20人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
災害対策 / 自主防災組 織	避難経路の確認 / 水 の確保 / 意識付け	班長の役割 / 高齢者の所在把 握 / 防災倉庫の整備 / 緊急時 のための組織作り	防災無線をゆっく り、はっきり / 災害 時の学校での対策 (食料備蓄等)
連携意識がない / 関係 を持ちたくない人の対 応 / サロンに参加でき ない人が多い	顔見知りを増やす / 自治会活動への参加 / 声かけ / 公園の掃 除へ参加	区長・民生委員・地区役の連携 / チラシ等での情報配布 / 情 報交換の場作り	近隣への情報提供 / 公的機関で動いて いることを情報発信
消費者被害(給湯サー ビスや貴金属の訪問営 業)	一人で対応しない / 家族とよく話す	警察の出前講座を開く / 見守 り活動	

(社協の今後の取り組みとして考えられること) 災害時の対応について、地域で検討できるよう
に働きかける / 区長・民生委員と情報を共有し、それぞれの調整を図る



久喜小地区

日 時：平成23年6月23日(木) 14時～16時

場 所：中央公民館

出席者(住民24人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
高齢者の一人暮らし (外出少ない、ひきこも り)	クラブ活動に出て行 く/回覧板は手渡し する/散歩途中の見 守り	サロンに出られない人を民生 委員が訪問する/老人会活動	あんしんカードの配 布/要援護者の登録 /緊急通報システム
地域になじめない方が いる/新住民の協力意 識が低い/どんな方が いるかわからない/イ ベントへの理解が得に くい	地域と協力する姿勢	サロン活動	自治会・区長・民生委 員の交流作り
地域防犯/災害時助け 合い	防災訓練に出てもら う	地域で防災訓練/災害時の安 否確認(区長・班長)	防犯活動資金支援/ 防災マップの統一/ 避難場所の周知

(社協の今後の取り組みとして考えられること) あんしんカードの配布・周知/地域の支援者が、
情報交換や交流活動について検討できるよう支援する/地域で防災体制を検討していくために働き
かける

清久小地区

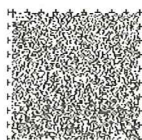
日 時：平成23年6月28日(火) 10時～12時

場 所：清久コミセン

出席者(住民10人 市2人 社協4人)

主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
高齢者の増加/一人暮 らしは情報を出したが らない	あいさつ・声かけ/ 高齢者同士の助け合 い/自分の存在を知 ってもらう	積極的に声かけを行い、イベン ト参加を促す/にこにこデイ サービス	いきいきデイサービ スの実施/病気等の 早期発見・相談
交流の場が少ない/祭 りを支える団体の高齢 化/隣同士のコミュニ ケーション減/他人の 手を借りたがらない		地域で花づくり・草取り活動/ 企業も住民意識を持ってもら う/祭り・運動会の実施/地産 地消のイベント開催	
障がい者施設と交流が ない/施設の方が公園 を独占/施設の駐車場 問題	障がい者施設スタッ フが送迎の交通整理	施設との交流会を行う	

(社協の今後の取り組みとして考えられること) 共学支援プログラム事業を推進し、障がい児
(者)と地域の相互理解を促進する/サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進する

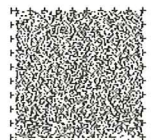


青葉小地区

日時：平成23年6月28日(火) 14時～16時
 場所：ふれあいセンター久喜
 出席者（住民15人 市2人 社協4人）

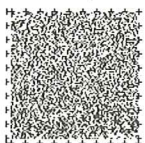
主な課題	自分でできること (自助)	地域で取り組むこと (共助)	公的機関に期待 すること(公助)
子どもと親の交流が少 ない／親同士が打ち解 けない／子どもが一人 で留守番する環境	子育てをきちんとす る／自分の子育てを 話す／家族のだんら ん／目や声のスキン シップ	芋掘り・祭りなど、子どもにふ るさつを残したい／あいさつ 運動／近所の交流の場作り	児童センターを作る ／活字以外の広報 (メール配信など)／ サロン等の広報
まわりの目、つながり が少ない／引越して もわからない／孤独死 ／自殺	近所と交流を持つ (顔を覚える、あいさ つする、世間話をす る)／SOSを出す	何度も声をかけ、きっかけ作り をする／コミュニケーション・ つながりを広げる	

(社協の今後の取り組みとして考えられること) サロンの活動、立ち上げを住民とともに推進する／ホームページの充実やメールの配信等、若い世代の親にもなじむ広報を検討する

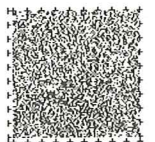


3. 策定経過

年 月 日	主 な 内 容
平成 22 年 11 月 11 日	第 1 回健康福祉推進委員会開催 ・委員の委嘱 ・会長・副会長の選出 ・地域福祉総合計画の策定について ・地域福祉に関するアンケートについて
平成 22 年 12 月 13 日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・計画策定についての承認
平成 23 年 2 月 1 日～14 日	地域福祉に関するアンケート調査実施 20歳以上の市民 2,000人（無作為抽出）回収率 52.6%
平成 23 年 5 月 25 日～ 6 月 28 日	地域福祉推進のためのワークショップ実施 市内 21 か所（主に小学校区） 市民参加人数：422人 職員参加延べ人数（社協：100人 市：36人）
平成 23 年 5 月 27 日	第 1 回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議開催 ・策定方針及び策定スケジュールについて
平成 23 年 6 月 30 日	第 2 回健康福祉推進委員会開催 ・アンケート調査結果について ・地域福祉のためのワークショップについて ・健康福祉推進委員会スケジュールについて
平成 23 年 10 月 19 日	第 3 回健康福祉推進委員会開催 ・計画骨子（案）の諮問 ・計画骨子案について ・計画素案の作成にあたって
平成 23 年 11 月 8 日	第 1 回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会開催 ・計画骨子（案）説明 ・計画素案の協議、検討
平成 23 年 11 月 9 日	社会福祉協議会調整会議開催 ・計画策定スケジュールの確認
平成 23 年 11 月 28 日	社会福祉協議会計画素案策定プロジェクト開催 ・計画素案の検討



年 月 日	主 な 内 容
平成 23 年 11 月 29 日	第 2 回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会開催 ・ 計画素案について ・ 関係課照会
平成 23 年 12 月 9 日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・ 計画骨子（案）の説明及び計画素案の作成について報告
平成 23 年 12 月 16 日	久喜市社会福祉協議会評議員会開催 ・ 計画骨子（案）の説明及び計画素案の作成について報告
平成 23 年 12 月 21 日	第 4 回健康福祉推進委員会開催 ・ 計画素案について ・ 計画の愛称（キャッチフレーズ）について ・ パブリックコメントの実施について
平成 23 年 12 月 28 日	久喜市社会福祉協議会理事に計画素案送付
平成 24 年 1 月 6 日～ 2 月 6 日	パブリックコメント（市民意見提出制度）実施 ・ 市民参加コーナー等配架 ・ ホームページ掲載
平成 24 年 2 月 29 日	第 5 回健康福祉推進委員会開催 ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 計画案について ・ 計画案の答申
平成 24 年 3 月 27 日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・ 計画の説明
平成 24 年 3 月 29 日	久喜市社会福祉協議会評議員会議開催 ・ 計画の説明
平成 24 年 3 月	地域福祉計画・地域福祉活動計画の決定

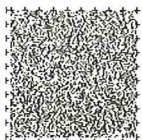


久喜市健康福祉推進委員会委員

○会長 ○副会長（50音順）

氏名	選出団体等
○ <small>あら</small> 新 <small>い</small> 井 <small>こ</small> はま子	菖蒲地区母子愛育会
<small>いし</small> 石 <small>かわ</small> 川 <small>しょう</small> 彰 <small>ぞう</small> 三	鷺宮地区区長会
○ <small>さくら</small> 櫻 <small>い</small> 井 <small>くに</small> 邦 <small>お</small> 夫	高崎健康福祉大学非常勤講師
<small>しか</small> 鹿 <small>くら</small> 倉 <small>ゆたか</small> 豊	公募による市民
<small>なか</small> 中 <small>じょう</small> 城 <small>え</small> 恵 <small>り</small> 理	久喜市社会教育委員会
<small>の</small> 野 <small>ぐち</small> □ <small>まり</small> 眞理子 <small>こ</small>	久喜市民生委員・児童委員協議会
<small>まる</small> 丸 <small>やま</small> 山 <small>ひろ</small> 広 <small>こ</small> 子	久喜市社会福祉協議会
<small>もり</small> 森 <small>た</small> 田 <small>きょう</small> 京 <small>こ</small> 子	公募による市民
<small>よし</small> 吉 <small>だ</small> 田 <small>しん</small> 信 <small>いち</small> 一	久喜市医師会
<small>わた</small> 渡 <small>なべ</small> 部 <small>たけし</small> 健	公募による市民

（委嘱期間 平成22年11月1日～平成24年10月31日）



社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

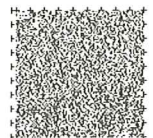
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業（以下略）



久喜市総合福祉条例（抜粋）

平成22年3月23日 条例第110号

（総合計画の策定）

第9条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 総合計画は、高齢者、障がい者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野（雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等）との相互の連携のもとに策定するものとする。

3 総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 健康福祉施策の基本方針及び基本計画
- （2） 施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策
- （3） その他健康福祉施策に関し重要な事項

（総合計画の策定手続）

第10条 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第35条に規定する久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前3項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

（健康福祉推進委員会）

第35条 この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。

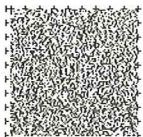
- （1） 市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。
- （2） 健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。

3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



久喜市健康福祉推進委員会規則

平成22年3月23日 規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号。以下「条例」という。)第35条第6項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

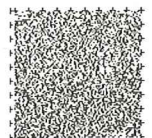
第4条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。



久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議設置要綱

平成22年12月9日 告示第593号

(設置)

第1条 久喜市総合福祉条例(平成22年久喜市条例第110号)第9条に規定する市の健康福祉施策の推進に関する総合計画(以下「地域福祉総合計画」という。)について、関係課が連携して総合的かつ効果的に施策の推進を図るため、地域福祉総合計画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉総合計画の施策の進行管理に関すること。
- (2) 地域福祉総合計画の施策の調査研究及び情報交換に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長の職にある者を、副会長は福祉部副部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 地域福祉総合計画の作成について必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、地域福祉に関する施策の推進のために必要な事項を協議するため、推進会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

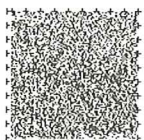
3 部会長及び副部会長は、推進会議の会長が福祉部の職員の中から指名する。

4 部会員は、推進会議に属する関係各課のうち地域福祉の推進に直接関連する業務を所掌する関係課の所属長からそれぞれ推薦された職員をもって充てる。

5 部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、必要があるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。



(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月30日告示第570号)

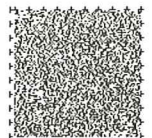
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月1日告示第36号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

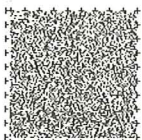
別表(第3条関係)

総務部	人事課長	教育委員会	学務課長
	企画政策課長		指導課長
	人権推進課長		生涯学習課長
財政部	管財課長	菖蒲総合支所	福祉課長
市民部	自治振興課長	栗橋総合支所	福祉課長
	生活安全課長	鷲宮総合支所	福祉課長
	消防防災課長		
環境経済部	環境課長		
	商工観光課長		
福祉部	社会福祉課長		
	障がい者福祉課長		
	介護福祉課長		
	子育て支援課長		
	保育課長		
健康増進部	健康医療課長		
	中央保健センター 所長		
建設部	都市整備課長		
	開発建築課長		

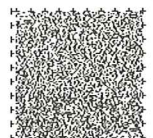


4. 用語解説集

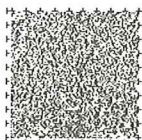
	用 語	内 容
あ 行	あんしんカード	ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保を図るため、災害の発生や体調の変化等により、緊急事態が発生し、救急出動を依頼する場合等に備え、あんしんカード又はあんしんカード（携帯版）を作成し、玄関に設置または外出時に携帯することで、安心して暮らせるための支援を行う。
	NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略。営利を目的とせず地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。
	おもいやり駐車場制度	公共施設のほか、車イス使用者駐車施設が設置されている民間施設を中心に、市がその施設管理者とおもいやり駐車場の看板設置などの利用協定を締結し、障がい者や妊産婦などのための優先駐車スペースの適正利用を推進する制度。久喜市では、平成23年10月からスタート。県内では川口市に次いで2番目。
か 行	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護保険の介護支援サービス機能の要となる役割を担う者の職名を指し、ケアマネジャーという通称が用いられている。
	介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、国の基本指針に即して、市町村及び都道府県が定める計画をいう。計画は3年を一期として定める。
	介護保険制度	寝たきりや認知症などのような要介護状態や、家事や身支度などでの支援が必要な要支援状態になった場合、その状況に応じた保健・医療・福祉の総合的なサービスが受けられる制度。
	介護保険相談員	高齢者及び要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者並びにその家族の相談や苦情に対応し、介護保険制度の円滑な運営に資するため、訪問活動を行う相談員。
	協働	市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいう。
	くき元気サービス	元気な高齢者等のボランティア（協力会員）が、支援の必要な高齢者等（利用会員）のちょっとした困りごとに対応することで、協力会員自身の健康維持や商店街の活性化につながる、地域支え合いの仕組みの構築を目的とした事業。協力会員への謝礼は、地元の商店で利用できる商品券で支払われる。 久喜市では社会福祉協議会が県の補助金を活用して平成23年11月から事業を開始（県内で32番目）。市内全域に拡大を目指している。



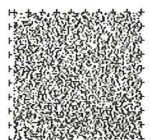
	用 語	内 容
か 行	久喜市自治基本条例	市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めることにより協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とした条例。
	久喜市市民活動推進条例	市民活動の推進に関する基本的事項を定め、協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とした条例。
	久喜市総合振興計画	久喜市が目指す将来像及び進むべき道筋を明確にし、その実現に向け市民と行政が目標を共有、共に取り組むためのまちづくりの指針となる計画。「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成され、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とする方針で、現在策定作業を進めている。
	久喜市総合福祉条例	すべての市民が、安心して快適な生活を営むことができるよう、市、市民及び事業者の責務を明文化し、健康及び福祉についての基本的な事項を定めた条例。
	久喜市健康福祉推進委員会	久喜市総合福祉条例による健康福祉施策の推進を図るため設置。市長の諮問に応じ、本条例第9条による総合計画に関する事項について調査審議を行うとともに、健康福祉施策の推進に係る事項について調査し市長に必要な意見を述べる。
	健康増進計画	健康増進法の規定に基づき策定。「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指した健康づくりの目標とその実現のための方策を定めた計画。
	ケアマネジメント	住みなれた地域で生活するために、多くの問題に対応し、生活の質の向上と自立支援を目標として、公的なサービスと私的な関わりを総合的に調整し、提供する専門的な援助技術。
	健康福祉サービス	市の健康福祉施策に基づき、市又は事業者が実施する福祉、保健、医療等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
	高齢者大学	市内に住居を有する60歳以上の方を対象に、久喜市生涯学習推進計画に基づき、実際生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的として設置。修業年限は4年。
高齢者福祉計画	老人福祉法の規定により、当該市域において確保すべき高齢者福祉事業の量と目標、そのための方策及び必要な事項を定めた計画。現在は、介護保険事業計画と一体のものとして作成することが位置づけられている。	



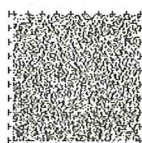
	用語	内容
か行	こどもレディース 110番の家	子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に助けを求められる「こどもレディース110番の家」を設置している。
	コミュニティ	居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいう。
	コミュニティ・ ソーシャルワーク	支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行う。地域を基盤とするサービスに結びつけ、新たなサービスを開発する他、制度的な社会資源との関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切にして問題の発生を予防する視点を重視する支援方法。その調整役を地域福祉推進担当者(コミュニティ・ソーシャルワーカー)という。
さ行	災害時要援護者	災害時に、自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、妊産婦、幼児及び日本語が堪能でない外国人のことをいう。
	災害時要援護者台帳	災害時要援護者として、あらかじめ地域の支援者等に対し、自身の個人情報を提供することに同意した方を登録した台帳。
	災害ボランティア	地震や水害などの自然災害が発生した時及び発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。
	埼玉北障害者生活 支援センター	身体障がい、知的障がい、精神障がいに関する相談支援を行うため、幸手保健所管内の3市3町(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町、杉戸町)が共同で委託している指定相談事業所。
	埼玉県地域福祉支援 計画	社会福祉法第108条の規定に基づき埼玉県が策定し、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援する。
	自主防災組織	防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。
	次世代育成支援行動 計画	次世代育成支援対策推進法に基づき策定。次代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを生み育てることができるよう、本市のとるべき方向性を示した計画(後期計画:平成22~平成26年度)。
	市民活動推進基金	市民がコミュニティを通して公共的課題を解決することを目的として行う自発的かつ自主的な市民活動を推進するための基金。
	市民大学	市内に住所を有する30歳以上の方に対し、生涯学習推進計画に基づき、市民の生涯学習及びボランティア活動への理解を深め、もってまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため設置。修業年限は2年。
	新市基本計画	1市3町合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるもの。新市の基本理念と将来像、分野別目標等を定めている。



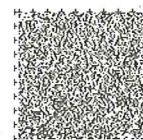
	用語	内容
さ 行	社会的包摂 (ソーシャルインクルージョン)	社会から排除され孤立している人びとを、社会が当該社会の一員として包み支え合い自立生活を支援すること。
	社会福祉法 第3条	(福祉サービスの基本的理念) 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。
	社会福祉法 第107条	(市町村地域福祉計画) 市町村が、地域福祉の推進に関する事項として地域福祉計画を策定することを定めたもの。次に掲げる事項を一体的に定める。 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
	生涯学習出前講座	この講座は、市民(10人以上の団体等)が、講座メニュー(市政・まちづくり・福祉等)の中から学びたいものを選んで申し込むと、市職員等が講師として会場に出向く、出前形式の講座。
	障害者自立支援制度	障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるようサービス利用の仕組みを一元化し、施設・事業を再編した制度。
	障がい者相談員	障がい者又はその家族からの相談に応じて、アドバイスや指導を行ったり、関係機関と協力して解決にあたる職務をもち、埼玉県知事からの委嘱を受けた障がい者本人及びその保護者。
	障がい者支援施設	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する施設。
	障がい者計画	障害者基本法に基づき定める計画であり、今後の障がい者施策について行政の各部門の取り組むべき施策の体系について明らかにしたもので、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針となるべき計画。
	障がい福祉計画	障害者自立支援法に基づく計画であり、障がい者基本計画の実施計画となるもので、現在の行財政環境の中で計画的かつ効率的に障がい者施策を展開していくための必要な事務事業を明確にし、その年次計画を示すもの。
	小地域福祉活動	住みなれた身近な地域で、近隣の地域住民同士や福祉関係者等と共に進める福祉活動。



用 語		内 容
さ 行	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。
	成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、その利用が困難な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業を行うことで、高齢者等の自己決定の尊重及び権利の擁護を図ることを目的としている。
た 行	団塊の世代	昭和22年～24年（1947～1949）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して、人数が多いことからいう。
	地域ケア会議	市の担当課や地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業者、医療機関等の専門職及び民生委員・児童委員をはじめ地域福祉活動実践者等が参加して、個別ケースのよりよい支援や地域課題の解決を目的に事例検討などを行う関係者会議。また、情報の共有や意見交換の機会を通じて、関係機関や支援者間の連携を進め、地域のネットワークの構築を図ることも重要な役割となっている。
	地域の福祉化	地域住民が互いに支え合い助け合う福祉活動を強めることで、安心して暮らせる地域社会を築こうという動き。福祉コミュニティづくり。
	地域福祉 コーディネーター	地域福祉の推進のために、生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（情報・人・場所など）を結び、地域での生活を支えるネットワークの中心となる人材。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、久喜市の地域に係る災害について災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の対応策について定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」の推進に資する。
	地域包括支援 センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた高齢者の総合相談窓口。市内には、地域包括支援センターが5か所設置され、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
	出前講座 （久喜市社協）	市民等が主催する集会等に社協職員が出向き、地域福祉・介護や介護予防・ボランティア等、住民の福祉の向上に関することなどについて専門知識・技能を生かした講義や実技を行う。
	DV （ドメスティック・ バイオレンス	夫や恋人・交際相手等、親密な関係にある男性から女性に対する暴力。身体に対する暴力やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

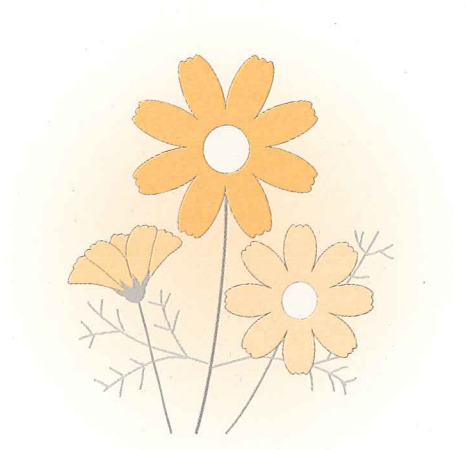


用 語		内 容
た 行	特別支援学校	知的障がい、肢体不自由などのある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけられることを目的に教育を行う学校。
な 行	ニーズ	本人や家族が援助して欲しいと望んでいるものや、生活上等で困っているもの。また、専門的な見地から援助が必要と思われるもの。
	日常生活自立支援事業	知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な人を対象に、社会福祉協議会が、本人又は代理人と契約を締結した上で、福祉サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理などを行う。
	認知症サポーター養成講座	地域において認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、認知症を正しく理解し認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを養成する講座。
	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。
は 行	ハザードマップ	自然災害（洪水、地震等）による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難場所などの情報が地図上に図示されている。
	バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすることをいう。また、障がい者等に対する差別意識や情報等の障壁を取り除くこともバリアフリーと捉えられている。
	福祉オンブズパーソン	市又は事業者が実施する健康福祉サービスに関する苦情等を公正かつ中立な立場で迅速かつ適切に処理することにより、市民の権利及び利益を擁護し、健康福祉サービスに対する市民の信頼性を高め、健康福祉サービスの一層の充実を図ることを目的として設置。
	福祉基金	社会福祉事業に充てるため、基金設置の趣旨に賛同する個人及び各種団体からの寄付金・補助金及び事業収益を、目標額を定めて積み立てたもの。
	福祉有償運送	移動が困難な方が外出する際、単独では公共交通手段の利用が難しい方に対するNPO等による送迎。
	ふれあいいきいきサロン	地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。



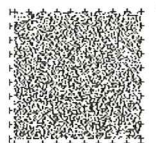
用 語		内 容
は 行	ふれあい 食事サービス	ひとり暮らし高齢者等の孤立感の解消や安否確認、交流の機会をつくるため、ボランティアと協働して配食型サービスや給食型サービスを提供する。
	ふれあい 電話サービス	ひとり暮らしや介護者など人と話をする機会が少ない方や孤独になりがちな方に、定期的にボランティアが電話をかけ、日常生活のことや心配ごと、悩みなどを聞きながら見守りを行っている。 また、必要に応じ直接訪問や関係機関へつないでいる。
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。
	防災行政無線	市が防災行政のために設置・運用する防災無線。防災行政無線では、1日1回の定時放送のほか、地震発生のお知らせ、建物火災の発生、行方不明者のお知らせなどを放送している。
	防災行政無線 情報メール	災害発生に関する情報等、防災行政無線の放送内容を電子メールで配信するサービス。あらかじめ登録するとメール配信を受けられる。
	ボランティア センター	ボランティア活動を支援するために設置されている機関。ボランティア参加の啓発やきっかけづくり・活動の支援や基盤整備のほか、プログラムの開発やボランティア相談機能がある。
	ボランティア コーディネーター	ボランティアを行いたい人とボランティアの支援を受けたい人又は組織などをつなぐ役割をもった専門職のこと。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めると規定されている。
や 行	ユニバーサル デザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能になるように配慮されたデザインや設計。
	要援護者見守り支援 事業	市及び関係機関が相互に連携し、平常時から要援護者の生活を見守り、災害時には地域の中で要援護者の生活を支援することができるよう、災害時要援護者台帳の整備を進め、地域の支援団体（区長会、民生委員・児童委員協議会・自主防災組織）に提供している。 要援護者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるまちづくりを推進することを目的としている。
わ 行	ワークショップ	参加者がプログラムの中で積極的にいろいろな役割を体験しながら主体的に学習していく社会福祉援助技術。

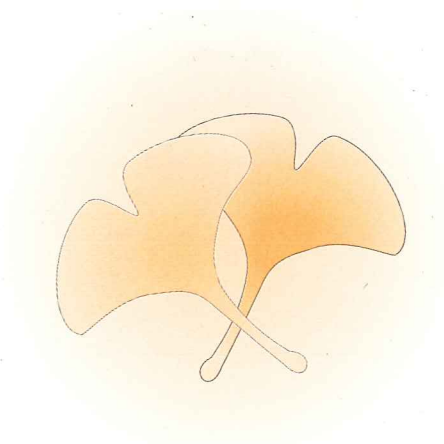




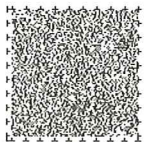
市の花（コスモス）

このページは「SPコード」を添付するために設けています。

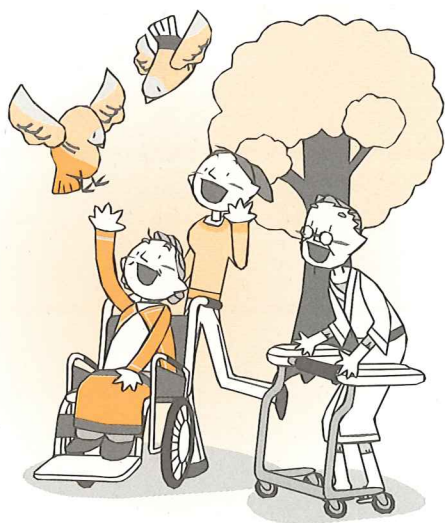




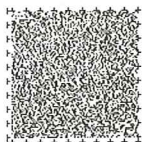
市の木（イチョウ）

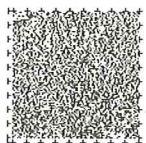


このページは「SPコード」を添付するために設けています。



このページは「SPコード」を添付するために設けています。





このページは「SPコード」を添付するために設けています。

